

自治体名	宮崎県	区分	都道府県
キーワード	県のアウトリーチ、市町村担当制、メーリングリストの活用		

市町村を主体に置いた宮崎県の支援

I. 概要

1. 都道府県概要

管内市町村数	26カ所
人口	1,095,821人
65歳以上の者の人数	346,552人
療育手帳の所持者数	11,412人
精神障害者保健福祉手帳の所持者数	9,031人
成年後見制度の利用者数について	
後見の人数 (※)	1,960人
保佐の人数 (※)	448人
補助の人数 (※)	96人
任意後見の人数 (※)	36人
日常生活自立支援事業の利用者数	707人
市民後見人の養成をしている市町村数	19カ所
養成者数	146人
受任者数	0人
養成者数のうち、成年後見人等以外の活動に従事する者の数	58人
県内で法人後見を実施している法人数	16カ所
担い手の状況 (受任可能な専門職数等)	
弁護士75名、司法書士71名、社会福祉士114名、税理士7名、行政書士25名 計292名	
市町村長申立数 (平成30年度実績)	120件



事例のポイント

- 県内4圏域ごとに意見交換会を開催することに加えて、積極的に市町村へ出向き、状況の把握を行っている。
- 一方で、市町村の主体性を重視して、本質を見失わないような後方支援に努めている。
- 情報発信においては、3つのメーリングリストグループを使い分け、必要な情報が行き届くような取組を進めている。

(2019年10月1日時点)
(※印は2019年11月30日時点)

2. 宮崎県行政としての位置づけと取組の経緯

宮崎県は、全国と比較して高齢化が進んでいるという状況があります。さらに、認知症高齢者が確実に増えてきていることから、成年後見制度は契約に必要な制度との認識も強く、権利擁護支援を重要施策としての位置付けを行っていました。こうした背景もあり、宮崎県では成年後見制度利用促進法が施行される以前より、取組を進めてきました。

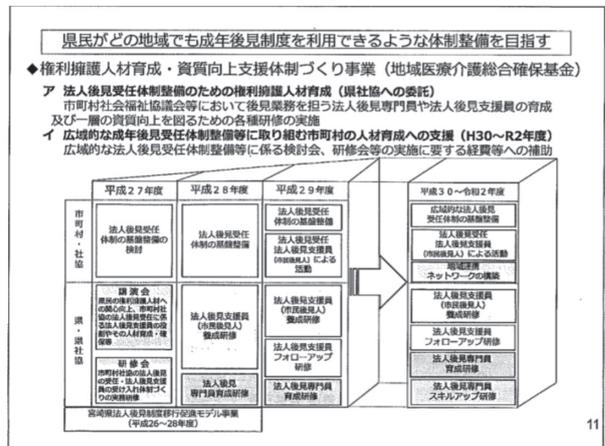
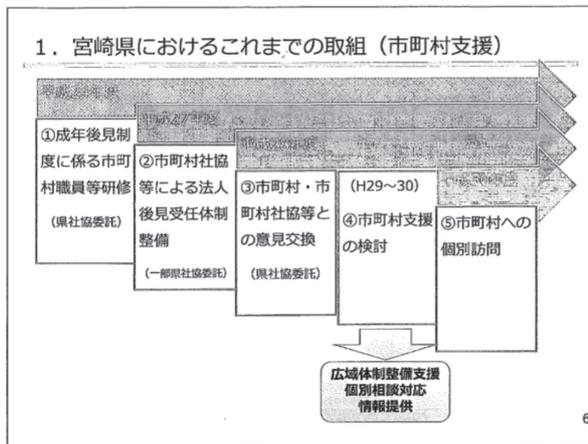
平成24度から具体的な取組を実施しており、宮崎県社協に、具体的な申立手続きなどの成年後見制度に関する相談窓口を開設しました。また、市町村向けや専門職向けの研修も開始しました。

一方で、こうした取組の傍ら、専門職の地域偏在という地域課題が明白であったことから、市町村社協による法人後見を選択肢の一つとして、体制整備を図っていくという考えを持っていました。そこで、平成27年度からは地域医療介護総合確保基金を活用し、将来的な市民後見人育成のビジョンを持ちながらも、まずは法人後見の受任体制整備を権利擁護人材育成・資質向上支援体制づくり事業という形で進めていきました。

成年後見制度利用促進法が施行された平成28年度以降は、これまでの取組をベースにしながら、引き続き担い手育成を進めるという方針に加え、広報機能や相談機能等を市町村に取り組んでもらうための支援も開始しました。

また、こうした取組の推進にあたっては、継続性の担保が重要であることから、人事異動がなくても事業の引継書を作っています。引継書を作るタイミングでは、5年ぐらいの長期的なロードマップも合わせて作るようにしており、担当している事業ベースでどういうことを今後進めていくべきなのか、見直しのときにどういうことを考えていくのかという課題等を整理した上で、具体的な取組に着手できることも大きいといえます。そして、これらの内容は所属内で共有されることから、組織的な動きとして進めることも可能となっています。

図表 宮崎県におけるこれまでの取組



(出典：令和元年度成年後見制度利用促進体制整備研修・都道府県担当者研修資料)

3. 宮崎県における市町村への支援

(1) 市町村との積極的な意見交換

成年後見制度の利用促進の取組を展開していくにあたって、宮崎県では県単独での考えではなく、市町村の考えを尊重することを大切にしています。そのため、市町村と市町村社協を県内4圏域ごとに集めて、権利擁護人材育成資質向上支援体制づくり事業の説明会と併せて意見交換会を毎年実施しています。さらに、意見交換会は、利用促進全般における各市町村の概況や本人情報シートなどの最新の動向などを伝える機会としても活用しています。そして、意見交換会には、家庭裁判所や専門職もオブザーバーとして参加しており、市町村の実態を把握してもらう場としての側面もあります。

この意見交換会では、具体的に財源と人材の不足という共通の課題が確認できました。また、法人後見の受任体制の整備を進めるという各市町村共通の事項もあり、単独市町村で実施することが難しい場合、近隣市町村と連携して広域で整備するという方策もどうかといった問いかけも、平成28年度当初から進めてきました。こうした土壌もあり、中核機関についても、定住自立圏構想の関係も含め、近隣の市町村と連携で実施するという流れが生まれてきています。

また、意見交換会にはポイントがあります。それは、県内4圏域ごとで実施しているという点です。宮崎県内の市町村は26であるものの、市町村社協まで集めるとなると、52名の大所帯となり、詳しい現状を聞くことや、密に意見交換することは難しい状況になってしまいます。そこで、県の都合ではなく、参加者目線で考え、細かいブロック単位で実施することにしています。

次につなげるため、今後考えてもらいたい内容や動向等を意図的に入れながら実施していますが、これも宮崎県がベースを考え、その後宮崎県社協と協議しながら、最終的に決めていきます。ここでも、県の伝えたいことではなく、市町村が今後につながるために必要なことを設定しているという配慮が見受けられます。

(2) 宮崎県によるアウトリーチ支援

宮崎県では集合型の意見交換会だけでなく、積極的に市町村に対して、アウトリーチを行っています。市町村向けの調査やアンケートをした際には、電話で確認できる場合もありますが、直接市町村に出向いてその内容を確認するといった取組も実施しています。その頻度は、2か月に1回、宮崎県の担当者と市町村の担当者が顔を合わせるくらいの密なものです。この背景として、宮崎県の長寿介護課地域包括ケア推進担当では、市町村担当制を導入しており、権利擁護だけでなく、介護保険の取組なども含めて、担当の市町村に年に数回出向き、市町村の状況を把握し、課題が生じている場合は、自身の担当業務と直接関係がなかったとしても、県の担当課につながりということを進めています。こうした訪問を通じて、市町村が力点を入れている分野や全体的な取組の状況を把握でき、そうした中で権利擁護の体制整備はどう

図表 市町村・市町村社協との意見交換

③市町村・市町村社協等との意見交換			
年度	説明事項等	意見交換の内容	
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ①県内の成年後見制度の利用状況 ②県単独の取組 ③28年度以降に必要となる法人後見の取組 ④(情報提供) <ul style="list-style-type: none"> ・国・県の補助事業等 ・野良後見人派遣等 	<ul style="list-style-type: none"> ①日常生活自立支援事業の現状と課題 ②成年後見制度利用対象者の現状 ③法人後見受任体制の整備方針 ④成年後見人材育成等事業への参加意向 ⑤広域連携による法人後見受任体制整備 	市町村、市町村社協
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> ①県内の成年後見制度の利用状況 ②事業等の説明 ③(情報提供) <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用促進計画 ・市後見事業に関する全県調査 	<ul style="list-style-type: none"> ①日常生活自立支援事業の現状と課題 ②成年後見制度利用対象者の現状 ③法人後見受任体制の整備方針 ④法人後見支援員(市民後見人)養成研修修了者の活動状況 ⑤広域連携による法人後見受任体制整備 ⑥市町村等への取組 	市町村、市町村社協
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ①市町村の成年後見制度利用促進状況 ②県単独の取組 ③他入居者の成年後見制度利用状況 ④(情報提供) <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用促進計画 ・市後見事業に関する全県調査 	<ul style="list-style-type: none"> ①日常生活自立支援事業の現状と課題 ②成年後見制度利用対象者の現状 ③法人後見受任体制の整備方針・課題 ④法人後見支援員(市民後見人)養成研修修了者の活動状況 ⑤地域連携ネットワークの構築、中核機関の設置、計画策定の方針 ⑥広域連携による体制整備 ⑦広域による体制整備 	市町村、市町村社協、大字助産所(オブザーバー)、法務、専門職等
R1年度	<ul style="list-style-type: none"> ①市町村の成年後見制度利用促進状況 ②事業等の説明 ③本人情報シート ④法人後見の取組 	<ul style="list-style-type: none"> ①日常生活自立支援事業の現状と課題 ②成年後見制度利用対象者の現状 ③法人後見受任体制の整備方針・課題 ④地域連携ネットワークの構築、中核機関の設置の方針 ⑤市町村等に関する取組 ⑥広域による体制整備 	市町村、市町村社協、法テラス(オブザーバー)、法務、専門職等

(出典：令和元年度成年後見制度利用促進体制整備研修・都道府県担当者研修資料)

進めていくかといった、市町村の状態・状況にあった投げかけや助言を行うことができます。

ただし、こうした取組においては、市町村の自主性を第1にという考え方を前提にしています。宮崎県としては協議の場の調整を進めるものの、具体的な協議や進め方は市町村主体で実施してもらうようにします。そして、市町村で協議を始めってもらう際には、「実際、業務の中で今困っていることからスタートしてください」ということを伝えるようにしています。これは、法律や国の基本計画の流れに忠実に沿ったことを伝えても、市町村の職員はなかなか腑に落ちず、逆に困り事から検討してくださいと切り替えてみたところ議論が深まったという経験からの視点です。

また、例えばニーズ調査など、県がまとめて実施すれば効率的なものについても、市町村がそれぞれ主体的に行い、自分の地域がどうなっているかをきちんと把握し、向き合ってほしいとも考えています。ただし、そうした場合でも、**他市町村の情報や調査の仕方の助言などの後方支援**を行い、市町村が検討に困らないような対応を実施しています。

そして、中核機関の設置についても、市町村の主体性を重視して伝えるようにしています。宮崎

県として、国の考え方は伝えるものの、それを押し付けるような進め方はしません。中核機関を設置することが目的ではなく、また設置してもそれがうまく機能しなければ意味がないので、権利擁護支援という視点で、市町村としてどういう方向で進めていくかを整理し、それを具体的な取組に生かすようにと、いつも市町村に伝えています。

このように、各地区に出向き、本質的な部分は宮崎県から市町村に伝えながらも、市町村の主体性を尊重し、具体的な取組はしっかりとバックアップするというスタイルで市町村支援を進めています。

(3) 家庭裁判所・専門職との連携

平成30年度から、家庭裁判所と三士会が定期的な打合せの機会を設けるようになりました。そこに、宮崎県と宮崎県社協もオブザーバーとして参加し、様々な情報を収集しています。例としては、後見人の監督業務のあり方について、専門職と家庭裁判所の意見交換の状況や視点を確認しています。一見、県や県社協の立場からすると、あまり関係がないテーマに感じるかもしれませんが、次の展開を意識しながら、こうした意見を確認しています。

具体的には、宮崎県として、現在は市町村における法人後見の受任体制整備を進めていますが、将来的にはそこで経験した方を独り立ちさせて、市民後見人につなげたいという構想があります。その際には、専門職や市町村社協が市民後見人の監督人となる可能性もあるので、その研修内容であったり、サポート体制をどう展開していくかの検討の参考にしています。

また、宮崎県の場合、担い手が限られているという現状があります。そのため、専門職の経済的な面も担保していかないと継続性が得られないという認識が強く、専門職と家庭裁判所の監督人に

図表 市町村個別訪問の実績

・初回の協議でおおまかな方向性（広域連携で検討を進める）や全体スケジュールを共有し、決定後はそのスケジュールに沿った協議等を実施
 ・各地域の協議の場に、他地域の市町村のオブザーバー参加を調整
 【平成30年度実績】

地域	協議内容等	出席回数	対象市町村	県の役割・取組
宮崎・東諸県	宮崎・東諸県における広域的な体制整備等について	2回	宮崎市、国富町、綾町	○アドバイザー ・協議の進め方の提案（目標の共有、スケジュールの設定等） ・協議内容に対する意見
延岡・西臼杵	延岡・西臼杵における広域的な体制整備	4回	延岡市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町	○勉強会の講師 ・広域連携ネットワーク、中核機関のイメージ ・先進事例の紹介
日向・東臼杵	日向・東臼杵における成年後見制度利用促進	2回	日向市、門川町、諸塚村、権楽村、美郷町	○ファシリテーター ・各市町村の課題や目標等を確認、共有
西諸県	西諸県地区における広域的な体制整備	2回	小林市、えびの市、高原町	○情報提供 ・各種調査結果 ・他の地域の取組状況の紹介
児湯	児湯地区における広域的な法人後見受任体制整備	3回	桑島町、新富町、西米良村、木崎町、川南町、都農町	○進捗状況の確認 ※手引き、セミナー資料、ニュースレター等を活用
三股町	三股町における成年後見制度利用促進（法人後見受任体制整備）	2回	三股町	

※ 県が出席した回数のため、出席回数以上の協議が実施されている地域もある。

（出典：令和元年度成年後見制度利用促進体制整備研修・都道府県担当者研修資料）

図表 家庭裁判所・専門職との連携状況

【参考】家庭裁判所、専門職団体等との連携

	連携状況		
	H29年度	H30年度	R1年度
宮崎県社協	委託業務をベースとした役割分担（会議、調査等の連携）		
宮崎家庭裁判所	家裁本庁・支部別、市町村別の成年後見制度に係る調査協力		
	家裁が専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）と実施する打ち合わせにオブザーバー参加		
	家裁主催の連絡会議への参加、県内の取組説明		
	各市町村の取組状況の情報共有		
専門職団体、大学等	各団体主催のセミナー等へ後援、参加（県内状況の報告）		
	各団体会員向け研修において県内市町村の取組状況等報告		

（出典：令和元年度成年後見制度利用促進体制整備研修・都道府県担当者研修資料）

についての議論を耳にしながら、そこから、現在の宮崎県内の市町村の成年後見制度利用支援事業は、監督人の報酬が助成の対象外であるという課題の把握にもつながりました。

そして、市町村へのアプローチについて、家庭裁判所と連携することもあります。宮崎県からの投げかけに対して、反応の芳しくない市町村があったことを家庭裁判所と共有したことで、家庭裁判所からのアプローチに切り替えた例があります。日頃から家庭裁判所との情報共有を密にすることで、家庭裁判所も中核機関の意味合いを理解し、中核機関の設置についても双方で市町村に働きかけるといった共通認識が生まれているからであると考えられます。

担当者より

ターゲットを絞って対応することが重要だと思います。取り組みが進んでいると市町村、そうでないところ、資源が本当に乏しいところとか。

宮崎県の場合、高齢化が他の都道府県より進んでおり、都道府県も、市町村も職員数が減っていく中で、課題に対応しないといけません。今後は、さらに厳しくなると考えると、早い段階で手を付けておくことで、将来的な負担、業務的な負担、業務的なコストを減らすきっかけにもなると考えています。



（４）メーリングリストを活用した情報発信方法

宮崎県では、メーリングリストを活用した情報発信も積極的に進めています。そして、リストも3つのグループに分けて、情報に合わせて使い分けをしています。

第1グループは市町村のみのリストです。このグループでは、各市町村の成年後見制度利用促進の担当者を登録していますが、各市町村によっては高齢分野の所属が担当をしていることもあれば、障害分野の所属が担当をしていることも多いので、国の補助金の情報や、県の予算の情報などを一括して送る際に活用しています。第2グループは市町村に加えて、市町村社協と中核機関を含んだ設定にしています。このグループに対しては研修の案内や他市の情報などを共有する際などに活用しています。

第3グループは市町村、市町村社協、中核機関に加えて、家庭裁判所まで加わったリストにしています。このグループでは、例えば国が発信するニュースレターなど幅広く共有した方がよい情報を提供しています。

これらのリストは、利用促進の担当者の情報として登録してもらい、直接情報が行き渡るようにしています。メーリングリストは一度作ってしまえば、あとは発信するだけなので、作る労力に対しての効果が高い発信方法と言えます。

また、必要のない情報が多く送られてくるメーリングリストであると、あまり内容を確認しなくなってしまい、有益な情報があっても見落としてしまう可能性が高くなってしまいます。それに対し、宮崎県では情報によって、グループを使い分けることによって、きちんと必要な人に必要な情報が行き渡る配慮も行っています。

■参考URL 連絡先

宮崎県福祉保健部 長寿介護課 医療・介護連携推進室
地域包括ケア推進担当
TEL：0985-44-2605